

別紙【留意事項(共通)】

以下の事項に留意の上、災害復旧費国庫補助に係る協議書の提出をお願いします。

- ・災害復旧費の協議の対象は、今回の地震で被災した災害復旧費国庫補助費の対象施設の建物(建物と一体的に復旧されるべきものと認められる設備(電気設備、ボイラー設備、給排水設備等))の復旧であること。
- ・復旧の程度は、原形復旧が原則であり、グレードアップと見なされる工事等は減額または対象外とされることも多々あるので留意されたい。
- ・寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本であり、補助対象外の経費を計上しないこと。
- ・複数の施設が併設している場合には、共有部分を適切な按分方法により所要額を算出するなどして、それぞれの国庫補助対象施設に係る所要額として明確にされる必要があること。
- ・契約締結単位ごとの協議額が国庫補助基準額(高齢者施設においては80万円)以上であること。
- ・復旧内容(工事内容)と積算根拠が明確であること。
- ・新営予算単価等の所定の積算により難しい場合は、現地適正価格を適用して差し支えないこと。
なお、この場合には、複数の業者(3者以上)の見積書を比較すること。また、見積書においては、諸経費部分を明確に区分するため、諸経費を別途計上すること。
- ・被災事実確認のため、被害状況(箇所、程度、寸法等)を確認できる図面及び十分な写真を添付すること。
- ・写真の撮影に当たっては、施設全体や被害の箇所の遠距離からの撮影だけではなく、被害箇所をいろいろな角度から撮影したり、被害箇所にメジャー等を添えて写真を撮るなど、できるだけ明瞭に撮影をし、被害の箇所や程度、寸法等が正確にわかるようにすること。
- ・修繕済みの場合には、被害状況(修繕前の破損等の状況)、修繕後の状況(復旧後の状況)のそれぞれが分かる十分な写真(※必要に応じ修繕内容がわかる写真も加える)を添付すること。
- ・写真、図面及び見積書等に共通番号等を付すなどにより、写真と図面が、見積書等における積算内訳のどこに該当するかが明確になっていること。
- ・業者等からの見積書は、工事名称、数量、単位等については「一式」ではなく、内容ごとや数量等ごとに、細かく記載され、復旧内容(工事内容)と積算根拠が明確であること。
- ・機械内部の故障や建具の動作不具合など、写真では被害が確認できない(外見では判断できない)ものについては、第三者による調査報告書(補外状況報告)や意見書など、被害状況が確認できる資料を添付すること。
- ・設計の不備又は工事施工の粗漏りに起因して生じたものや、維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものが含まれていないこと。
- ・保険金収入がある場合、協議額(事業費ベース)については、「総事業費－(保険金収入－査定額×自己負担率)」と「査定額」との低い方を採用することとなる。この協議額が国庫補助基準額を下回る場合には対象外となるため留意されたい。
- ・利用者等の安全確保の観点から、被災後速やかに復旧を行う場合は、協議書の提出・査定前に着工することは差し支えない。ただし、仙台市を通じ、厚生局に必ず一報をお願いしたい。
- ・応急仮設工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、着工前の被害状況及び完了後の状況を写真等により的確に記録し、実地調査等に支障が生じることがないようにお願いしたい。